

令和6年3月22日  
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職  
状況の報告（令和5年10月1日～同年12月31日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和5年10月1日から同年12月31日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

- ※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）  
事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室  
電話：03-3260-0812（直通）

## 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和5年10月1日～同年12月31日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	23	-	30	53

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	1	-	-	-	-	3	3	2	3	38	3	-	53

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告  
(令和5年10月1日～同年12月31日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	大谷 康雄	57	航空幕僚監部科学技術官	R5. 8. 12	R5. 10. 25	航空幕僚監部科学技術官	R5. 8. 12	R5. 11. 22	研究開発に関する業務	R5. 11. 22	R5. 12. 1	アマゾンウェブサービスジャパン合同会社	クラウドサービスの提供及び導入支援	営業職	無	無
2	藤澤 豊	56	海上自衛隊下総教育航空群司令	R4. 12. 15	R5. 11. 28	海上自衛隊下総教育航空群司令	R4. 12. 15	R5. 12. 1	隊務統括	R5. 12. 1	R5. 12. 2	関東航空計器株式会社	航空機用計器製造・修理業	顧問	無	有
3	堀 義晴	56	海上自衛隊下関基地隊司令	R5. 5. 25	R5. 11. 30	海上自衛隊下関基地隊司令	R5. 5. 25	R5. 12. 1	隊務統括	R5. 12. 1	R5. 12. 2	京浜港運株式会社	港湾運送業	海務事業部長	無	有
4	山形 文則	56	海上自衛隊下総航空基地隊司令	R4. 8. 19	R5. 11. 28	海上自衛隊下総航空基地隊司令	R4. 8. 19	R5. 12. 1	隊務統括	R5. 12. 1	R5. 12. 2	古野電気株式会社	測量機械器具製造業	海上防衛担当部長(囑託)	無	有
5	脇田 健一	57	航空自衛隊補給本部付(航空自衛隊第1術科学校副校長)	R5. 7. 24	R5. 10. 19	①航空自衛隊第1術科学校副校長 ②航空自衛隊補給本部付	①R5. 7. 24 ②R5. 11. 6	①R5. 11. 5 ②R5. 12. 5	①第1術科学校における学校長の補佐に関する業務 ②特に命ぜられた事項	R5. 12. 5	R5. 12. 6	公益財団法人防衛基盤整備協会	防衛装備品等の生産及び調達等に関する事業等	審査員	無	有
6	池田 茂之	56	陸上自衛隊仙台駐屯地業務隊長	R5. 10. 27	R5. 11. 21	陸上自衛隊仙台駐屯地業務隊長	R5. 10. 27	R5. 12. 22	仙台駐屯地業務隊の指揮統制に関する事項等	R5. 12. 22	R6. 1. 1	ジブラルタ生命保険株式会社	保険業	自衛隊顧問	無	有
7	佐藤 真一	56	陸上自衛隊東北補給処副処長	R5. 10. 23	R5. 12. 13	陸上自衛隊東北補給処副処長	R5. 10. 23	R5. 12. 22	東北補給処長の補佐に関する事項	R5. 12. 22	R5. 12. 23	ミドリ安全株式会社	安全靴・制服などの安全衛生保護具の開発・販売業等	理事	無	有
8	高柳 政文	56	陸上自衛隊東部方面後方支援隊副隊長	R5. 10. 3	R5. 12. 7	陸上自衛隊東部方面後方支援隊副隊長	R5. 10. 3	R5. 12. 22	東部方面後方支援隊長の補佐に関する業務	R5. 12. 22	R5. 12. 22	日本ハム株式会社	食品の製造・販売等	担当課長(契約社員)	無	有
9	久守 直紀	56	陸上自衛隊高射学校第1教育部長	R5. 4. 18	R5. 6. 13	陸上自衛隊高射学校第1教育部長	R5. 4. 18	R5. 12. 22	学生に対する教育訓練全般に関する学校長の補佐及び調整・統制に関する事項	R5. 12. 22	R6. 1. 5	株式会社昭栄美術	展示会・イベント等に関する企画、設計、製作、施工及び運営	課長代理	無	有
10	松味 利紀	56	海上自衛隊呉海上訓練指導隊司令	R5. 2. 3	R5. 12. 4	海上自衛隊呉海上訓練指導隊司令	R5. 2. 3	R5. 12. 22	隊務統括	R5. 12. 22	R5. 12. 23	大岡船舶株式会社	内航船舶貸渡業	航海士	無	有
11	矢野 哲也	56	自衛隊体育学校副校長 兼 企画室長	R5. 10. 16	R5. 11. 7	自衛隊体育学校副校長 兼 企画室長	R5. 10. 16	R5. 12. 22	学校長の補佐及び所属職員の監督	R5. 12. 22	R6. 2. 1	一般社団法人全国軽自動車協会連合会	検査届出書類取扱事務等	埼玉県事務取扱所・熊谷事務所事務員	無	有
12	富永 直幸	57	防衛研究所政策研究部軍事戦略研究室主任研究官	R5. 9. 22	R5. 12. 8	防衛研究所政策研究部軍事戦略研究室主任研究官	R5. 9. 22	R6. 1. 3	安全保障に関する研究	R6. 1. 3	R6. 2. 1	東芝インフラシステムズ株式会社	社会インフラ事業関連の製造・システムの開発・製造・販売等	エキスパート職(囑託)	無	有
13	小川 直樹	57	航空自衛隊第4術科学校付(航空自衛隊飛行教育航空隊司令)	R5. 6. 22	R5. 9. 7	①航空自衛隊飛行教育航空隊司令 ②航空自衛隊第4術科学校付	①R5. 6. 22 ②R5. 12. 15	①R5. 12. 14 ②R6. 1. 5	①飛行教育航空隊の任務及び錬成訓練の指揮監督等に関する業務 ②特に命ぜられた事項	R6. 1. 5	R6. 1. 6	株式会社モリタ東京製作所	歯科・医科用医療器具の開発・製造販売	人事総務課専任課長	無	有
14	松永 耕二	57	情報本部情報官	R5. 9. 21	R5. 12. 8	情報本部情報官	R5. 9. 21	R6. 1. 8	情報活動の総括整理に関する業務	R6. 1. 8	R6. 2. 1	東芝インフラシステムズ株式会社	社会インフラ事業関連の製造・システムの開発・製造・販売等	エキスパート職(囑託)	無	有

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
15	一木 秀徳	57	航空自衛隊航空支援集団司令部防衛部長	R5. 10. 18	R5. 12. 6	航空自衛隊航空支援集団司令部防衛部長	R5. 10. 18	R6. 1. 15	輸送機、空中給油機及び飛行点検機の運航並びに航空管制及び航空気象に関する業務	R6. 1. 15	R6. 4. 1	全日本空輸株式会社	航空運送事業	参与(常勤嘱託社員)	無	有
16	小山 雅弘	57	海上自衛隊横須賀地方総監部付(海上自衛隊第1輸送隊司令)	R5. 1. 11	R5. 8. 22	①海上自衛隊第1輸送隊司令 ②海上自衛隊横須賀地方総監部付	①R5. 1. 11 ②R5. 12. 22	①R5. 12. 21 ②R6. 1. 29	①隊務統括 ②特に命ぜられた事項	R6. 1. 29	R6. 1. 30	池上通信機株式会社	無線通信機械器具製造業	担当部長(嘱託)	無	有
17	西川 康彦	57	海上自衛隊東京業務隊付(海上幕僚監部首席会計監査官)	R5. 7. 14	R5. 9. 13	①海上幕僚監部首席会計監査官 ②海上自衛隊東京業務隊付	①R5. 7. 14 ②R5. 12. 1	①R5. 11. 30 ②R6. 2. 6	①会計監査業務 ②特に命ぜられた事項	R6. 2. 6	R6. 2. 7	国分首都圏株式会社	食料品卸販売	物流センター長(嘱託契約社員)	無	有
18	松田 哲也	57	航空自衛隊補給本部監理監察官	R5. 8. 24	R5. 10. 3	航空自衛隊補給本部監理監察官	R5. 8. 24	R6. 2. 6	業務計画、事務の能率的運営、統計、報告統制、監察、安全及び事故調査に関する事務	R6. 2. 6	R6. 2. 7	株式会社アイ・エヌ・シー・エンジニアリング	航空機用エンジン用整備器材の設計・製作施工・メンテナンス等	顧問	無	有
19	中田 祥史	57	航空自衛隊西部航空方面隊司令部監理監察官	R5. 6. 7	R5. 7. 21	航空自衛隊西部航空方面隊司令部監理監察官	R5. 6. 7	R6. 2. 12	適切な隊務運営のための分析・評価、業務改善の推進、事故防止に関する隷下部隊の指導	R6. 2. 12	R6. 3. 1	ナブテスコ株式会社	精密機器、輸送用機器、航空・油圧機器、産業用機器などの開発、製造販売	カンパニー社長付(嘱託)	無	有
20	前田 達也	57	海上自衛隊佐世保弾薬整備補給所長	R5. 2. 6	R5. 5. 9	海上自衛隊佐世保弾薬整備補給所長	R5. 2. 6	R6. 3. 1	隊務統括	R6. 3. 1	R6. 3. 2	株式会社エム・エル・エス	電気機械器具製造業	技術本部弾薬支援部次長(嘱託)	無	有
21	坂田 隆	56	陸上自衛隊陸上総隊司令部法務官	R5. 9. 6	R5. 10. 31	陸上自衛隊陸上総隊司令部法務官	R5. 9. 6	R6. 3. 4	法的補佐、訴訟業務	R6. 3. 4	R6. 3. 5	弘済企業株式会社	損害保険業等	システム管理員	無	有
22	石田 祐司	56	陸上自衛隊中部方面混成団副団長	R5. 5. 18	R5. 8. 23	陸上自衛隊中部方面混成団副団長	R5. 5. 18	R6. 3. 18	中部方面混成団長の補佐業務	R6. 3. 18	R6. 3. 19	ニチハ株式会社	窯業系外装材の製造及び販売、金属系外装材の販売等	人材教育関連業務	無	有
23	中川 真紀	56	陸上自衛隊陸上総隊中央情報隊基礎情報隊長	R5. 8. 28	R5. 10. 24	陸上自衛隊陸上総隊中央情報隊基礎情報隊長	R5. 8. 28	R6. 3. 18	部隊の指揮統制	R6. 3. 18	R6. 3. 19	公益財団法人国家基本問題研究所	政策提言等	研究員	無	無

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「-」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	森田 義和	58	海上自衛隊育航空集団司令官	-	-	-	-	R4. 3. 30	R5. 10. 23	シー・ティ・マシン株式会社	自動開閉ゲート製造販売業	顧問	無	無	
2	中村 敏弘	57	海上自衛隊大湊地方総監部幕僚長	-	-	-	-	R5. 3. 30	R5. 10. 1	自営	コンサルタント業	-	無	無	
3	香川 澄	65	防衛大学校システム工学群機械システム工学科教授(防衛大学校教務部長 併 防衛大学校システム工学群機械システム工学科教授)	-	-	-	-	R5. 3. 31	R5. 12. 13	株式会社エックス都市研究所	建設コンサルタント	冷媒環境モデルの在り方に関するワーキンググループ委員	無	無	
4	佐川 浩彦	56	航空自衛隊航空支援集団司令部幕僚長	-	-	-	-	R5. 7. 3	R5. 11. 15	ボーイングジャパン株式会社	航空機等装備品の製造・販売	日本担当ディレクター	無	無	
5	春日原 大樹	56	防衛装備庁長官官房審議官	-	-	-	-	R5. 7. 4	R5. 11. 1	千代田化工建設株式会社	建設業	顧問	無	無	
6	志村 明彦	60	防衛装備庁陸上装備研究所長	-	-	-	-	R5. 7. 13	R5. 11. 1	株式会社エアロテクノサービス	航空機等の試験研究施設等の保守点検及びコンサルティング	顧問(常勤)	無	無	
7	高原 雄児	61	防衛装備庁長官官房装備官(統合装備担当)	-	-	-	-	R5. 7. 13	R5. 11. 1	株式会社IHI	製造業	顧問	無	無	
8	土志田 実	60	防衛装備庁次世代装備研究所長	-	-	-	-	R5. 7. 13	R5. 11. 1	三波工業株式会社	艦船搭載機器の研究開発、製造及び整備等	顧問	無	無	
9	石倉 三良	59	北海道防衛局長	-	-	-	-	R5. 7. 14	R5. 11. 1	東洋建設株式会社	総合建設業(海上・陸上土木・建築)、不動産事業等	常務理事	無	無	
10	北川 高生	59	九州防衛局次長	-	-	-	-	R5. 7. 14	R5. 10. 1	海洋プランニング株式会社	自然環境コンサルタント	顧問	無	無	
11	柴田 直彦	60	防衛装備庁調達事業部長	-	-	-	-	R5. 7. 14	R5. 10. 30	行政書士ストック法務事務所	行政書士	代表	無	無	
12	杉山 真人	59	防衛省大臣官房施設監 併 防衛省大臣官房付	-	-	-	-	R5. 7. 14	R5. 12. 1	鹿島道路株式会社	建設業	技師長	無	無	
13	岩脇 誠	59	防衛省大臣官房訟務管理官	-	-	-	-	R5. 7. 24	R5. 11. 1	ジブラルタ生命保険株式会社	保険業	市場開発チーム 防衛省・自衛隊担当顧問	無	無	
14	坂部 誠	60	防衛省人事教育局厚生課長	-	-	-	-	R5. 7. 24	R5. 10. 1	防衛省職員生活協同組合	防衛省職員等への共済事業	理事	無	無	

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
15	森 伊知朗	59	防衛装備庁調達事業部電子音響調達官	-	-	-	-	R5. 7. 24	R5. 10. 1	一般財団法人自衛隊援護協会	若年定年隊員への就職援護事業	援護課長	無	無	
16	北島 崇生	56	陸上自衛隊守山駐屯地業務隊長	R5. 5. 17	陸上自衛隊守山駐屯地業務隊長	R5. 5. 17	R5. 8. 1	R5. 8. 1	R5. 10. 1	学校法人城西大学	教育・研究	一般事務職員	無	無	
17	三宅 隆夫	56	海上自衛隊航空補給処長	-	-	-	-	R5. 8. 1	R5. 11. 6	自営	車両回送業	-	無	無	
18	三宅 隆夫	56	海上自衛隊航空補給処長	-	-	-	-	R5. 8. 1	R5. 12. 7	株式会社リソー教育	塾運営	塾講師(契約社員)	無	無	
19	秋山 圭太郎	58	航空自衛隊幹部学校副校長	-	-	-	-	R5. 8. 29	R5. 12. 1	日本道路株式会社	道路建設及び舗装工事等	生産技術本部技術部部长	無	無	
20	石田 伸介	58	防衛装備庁プロジェクト管理部プロジェクト管理総括官	-	-	-	-	R5. 8. 29	R5. 11. 1	株式会社SUBARU	自動車、航空機、宇宙関連機器等の製造、売買、修理等	航空宇宙カンパニー顧問	無	無	
21	伊藤 利光	59	陸上自衛隊衛生学校長 兼 三宿駐屯地司令	-	-	-	-	R5. 8. 29	R5. 12. 1	国家公務員共済組合連合会	病院管理及び診療	三宿病院副院長	無	無	
22	乾 悦久	59	海上自衛隊横須賀地方総監	-	-	-	-	R5. 8. 29	R5. 12. 1	ジブラルタ生命保険株式会社	保険業	防衛省・自衛隊統括顧問	無	無	
23	小峯 雅登	58	海上自衛隊横須賀地方総監部幕僚長	-	-	-	-	R5. 8. 29	R5. 12. 1	一般社団法人サイバー安全保障人材基盤協会	サイバー安全保障の人材育成に関する事業	専務理事	無	無	
24	坂本 正義	57	陸上自衛隊武器学校長 兼 土浦駐屯地司令	-	-	-	-	R5. 8. 29	R5. 12. 1	いすゞ自動車株式会社	トラック、バスの製造・販売等	顧問(嘱託)	無	無	
25	檀上 正樹	57	陸上自衛隊東北補給処長	-	-	-	-	R5. 8. 29	R5. 12. 1	総合警備保障株式会社	総合的警備業務	機械警備事業部担当部長兼採用部担当部長(常勤参与)	無	無	
26	徳重 勇一	58	航空自衛隊第3術科学校長	-	-	-	-	R5. 8. 29	R5. 12. 1	沖電気工業株式会社	パブリックソリューション事業等	顧問	無	無	
27	床鍋 繁喜	56	自衛隊中央病院泌尿器科医官(自衛隊富士病院長)	R5. 7. 1	①自衛隊富士病院長 ②自衛隊中央病院泌尿器科医官	①R5. 7. 1 ②R5. 8. 1	①R5. 7. 31 ②R5. 9. 1	R5. 9. 1	R5. 12. 1	社会医療法人社団埼玉巨樹の会	医療	泌尿器科医師	無	無	
28	有松 勝行	56	航空自衛隊第13飛行教育団司令	R5. 3. 30	航空自衛隊第13飛行教育団司令	R5. 3. 30	R5. 9. 29	R5. 9. 29	R5. 10. 1	調布市役所	地方公務	危機管理監	無	有	

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
29	大内 研治	57	海上自衛隊東京業務隊付(防衛大学校教授)	R5.9.29	海上自衛隊東京業務隊付	R5.9.29	R5.11.12	特に命ぜられた事項	R5.11.12	R5.11.13	学校法人都築第一学園	学校教育	事務職員	無	有
30	曾我部 敏幸	61	防衛装備庁長官官房人事官付人事制度調査分析官 併 防衛装備庁長官官房監察監査・評価官付(防衛装備庁航空装備研究所管理部長)	R5.8.28	防衛装備庁長官官房人事官付人事制度調査分析官 併 防衛装備庁長官官房監察監査・評価官付	R5.8.28	R5.12.14	人事制度に関する調査分析併せて装備庁内の監察に関する業務	R5.12.14	R5.12.15	公益財団法人防衛基盤整備協会	防衛装備品等の生産及び調達等に関する事業等	総務部業務課長	無	無

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「―」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。